

陳 情 文 書 表

受理番号	1 第 1 7 号	受理年月日	令和元年 1 1 月 1 3 日
件 名	葬祭業における法整備の推進と都内における火葬料金の低廉化及び福祉葬の公平・公正な運用に関する陳情		

【陳情の趣旨】

- 1 近年増加傾向にある我が国の死亡者数は、2018年度では136万9千人に上り、2020年には年間150万人以上に達すると予想されています。また、メディアでも盛んに「終活」が取り上げられるなど、人々の「人生最後のセレモニー」である葬儀に対し、関心が高まってきています。しかし、一連の葬儀を執り仕切る葬祭事業については、法の整備が遅れているため、資格を持たずに葬祭事業を執り行うことができてしまいます。その結果、近年では東京など首都圏を中心に、会社や事業所を持たずに、インターネットを駆使し電話1本で葬儀を受ける個人事業者が急増しているため、様々なトラブルが発生しており、各地区の葬祭業協同組合にも苦情などが寄せられています。住民が不利益を被らないよう、更には葬祭業界の健全発展のためにも、葬祭業関連の総合的な法整備が必要です。
- 2 都内の火葬場では、福祉葬以外の火葬料金が、他の道府県と比べて非常に高額な料金となっています。都内の火葬場の多くは民営ですが、ほぼ全ての人が利用するという点で、極めて公共性の高い施設であると言えます。したがって、都道府県間で料金格差がありすぎるのは問題であり、都民にとっても大きな負担となることから、東京都に対し、火葬料金の低廉化に向けた取り組みを求める必要があります。
- 3 目黒区では福祉葬の手続に際し、御遺族から業者の紹介を求められた場合、そのほとんどが区外の特定の社会福祉法人を紹介しています。昨年の福祉葬の実績では、特定の法人が約7割を占めており、この運用は葬祭事業者の公正かつ自由な競争を阻害するものであり、独占禁止法の趣旨に照らしても、大きな問題があると認識しています。目黒区で実施している区民葬儀は、葬儀の際の費用負担を軽減するため、特別区区民葬儀運営協議会で指定を受けた葬祭事業者を紹介するようになっており、区のホームページにも掲載し、パンフレット等を配布しています。福祉葬においても、特定の社会福祉法人だけでなく、区民葬儀同様、特別区区民葬儀運営協議会の指定事業者についても紹介するよう業務の改善を求めます。

以上の趣旨をご理解の上、下記事項の実現をお願いいたします。

【陳情事項】

- 1 葬祭関連業に関する総合的な法整備を求める意見書を国へ提出してください。
- 2 火葬料金の低廉化に向けた取り組みを求める意見書を東京都へ提出してください。
- 3 目黒区において、葬祭扶助によるいわゆる福祉葬を執り行う事業者を生活保護世帯に紹介するに当たっては、特定の事業者に偏ることなく、区民葬儀同様、特別区区民葬儀運営協議会の指定事業者についても紹介してください。